

平成30年度

船橋市地方卸売市場事業会計予算

議案第8号

平成30年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア 水産物	12,880	トン
イ 青果物	54,454	トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市場事業収益	798,000	千円
第1項 営業収益	600,764	千円
第2項 営業外収益	197,136	千円
第3項 特別利益	100	千円

支 出

第1款 市場事業費用	798,000	千円
第1項 営業費用	766,163	千円
第2項 営業外費用	26,737	千円
第3項 特別損失	100	千円
第4項 予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額255,900千円は、減債積立金9,492千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,331千円及び過年度分損益勘定留保資金227,077千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	110,100	千円
第1項 出資金	110,100	千円

支 出

第1款 資本的支出	366,000	千円
-----------	---------	----

第1項 建設改良費 145,632 千円

第2項 企業債償還金 220,368 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用(市場管理費)と営業外費用(消費税及び地方消費税)の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 159,038 千円

(他会計からの補助金)

第8条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、173,000千円である。

平成30年2月19日提出

船橋市長 松戸 徹